

魚津市ワーケーションモニター事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市ワーケーションモニター事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、ワーケーションとは、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地とは異なる場所で、その地域ならではの活動を行うことをいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、市内のトライアルオフィス等を拠点としたワーケーションを推進し、関係・移住人口の創出を図るために、モニターとなる人材、企業、団体等を県外から募集し、次条に規定するモニターとしての活動に対して謝礼を支払うものとする。

2 モニターが提出したレポートは、市ホームページ等で公表する。

(謝礼)

第4条 市長は、モニターが実施するモニターとしての活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うこととし、その要件は、次に掲げる事項のとおりとする。

(1) レポートを作成し、指定期日までに提出した場合 30,000円

(2) レンタカーを市内で2泊以上使用した場合 前項の金額に10,000円を加算する。

2 企業、団体又は家族で申込みをした場合は、1組に対して1回分の謝礼を支払うものとする。

3 本事業の申込及び参加については、1回に限り行うことができる。

(モニターの要件)

第5条 モニターに関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 県外在住者であること。

(2) 県外企業・団体等に所属する者であること。

(3) 魚津市が発信する、関係・移住人口、まちづくり、イベント等の情報を受け取ることに同意すること。

(4) 企業又は団体単位で申込みをする場合は、4名までとする。ただ

し、家族で申込する場合においては、その限りではない。

(5) 国、県、他市町村等から同趣旨の助成金の交付を別途受けていないこと。

(申込)

第6条 本事業の申込者は、ワーケーション開始日の20日前までに、魚津市ワーケーションモニター申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) マイナンバーカードを所有している場合 マイナンバーカードの写し

(2) マイナンバーカードを所有しない場合 マイナンバー通知カード又はマイナンバー入り住民票の写及び免許証、パスポート等写真付き身分証明証の写し

(3) マイナンバーカード及び写真付き身分証明証を所有しない場合 マイナンバー通知カード又はマイナンバー入り住民票の写し、健康保険証等の写し2枚

(実施承諾の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を魚津市ワーケーションモニター実施承諾書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(ワーケーションの実施)

第8条 本事業に係るワーケーションは、施行日から令和4年1月末日までに実施することとし、要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 市内において2泊3日以上ワーケーションを実施すること。

(2) 宿泊場所は、市内の施設に限定する。

(3) 行程中のリモートワーク実施施設として、魚津市トライアルオフィスnecco、魚津市片貝コミュニティセンター又は片貝来られハウス（以下「コワーキングスペース」という。）のいずれかを必ず利用すること。

(4) 滞在期間中は、休暇と仕事の両方を必ず実施すること。

(実績報告)

第9条 申込者は、本市内でのワーケーション終了後3週間以内に、魚津市ワーケーションモニター実績報告書（様式第3号）に別表の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

別表（第9条関係）

添付書類	内容
実施レポート	1,500字以上
実施状況写真	10枚以上
行程表	リモートワーク及び余暇の内容が記載してあるもの
領収書の写し等	ア 市内宿泊施設で2泊以上宿泊したことを証明するもの イ 市内のコワーキングスペースを利用したことを証明するもの ウ 行程中にレンタカーを2泊以上利用した場合は、利用したことを証明するもの